

No.300

全 仏

7/59



香積寺—大塙塔 中国浄土教ゆかりの古刹。曇鸞・道綽のあとを受け、中国浄土教を大成させた善導大師を記念して、弟子たちが唐の神龍二年（七〇六）に建立したと伝えられる。

事業報告、人事など

全仏理事会で承認

全日本仏教会の理事会は、去る五月三十日午後一時から、からすま京都ホテルで開催された。

矢萩事務総長の三掃依文唱和、阿部理事長挨拶につづいて、議長に阿部理事、議事録署名委員に永井孝道、森田禅朗の両師を選んで議事を開始した。

議案第一号「事務総局人事異動の承認を求める件」

担当局長部長から説明。別記の通り、事務局原案を承認。

議案第二号「昭和五十八年度事業報告の承認を求める件」

担当局長部長から説明。事務局原案を承認。

議案第三号「昭和五十八年度歳入歳出決算の承認を求める件」

担当局長部長から説明。白川謙敬監事が監査報告を行い、質疑応答の後、事務局原案を承認。

議案第四号「財団法人世界宗教者平和会議日本委員会(WCRP日本委員会)への役員推薦に関する件」

担当局長部長から説明。推薦するかどうかは、更に時間をかけて慎重に検討をすすめることになった。

議案第五号「自由民主党よりの靖国神社公式参拝実現要請」に対する本会の対応策を求める件」

担当局長部長から説明。活発な質疑応答の後、これまで全仏が三回にわたって発表してきた声明の趣意にそって、自民党が善処するよう求める要望書を提出することになった。

議案第六号「全日本仏教徒会議規約改正の承認を求める件」

担当局長部長から説明。事務局原案を承認。

報告事項

- ① 「事務総局各部報告」
- ② 「ルンビニー復興日本仏教徒委員会実行委員会報告」
- ③ 「事務総局機構検討委員会報告」
- ④ 「同和委員会報告」
- ⑤ 「税務委員会報告」
- ⑥ 「第四回世界宗教者平和会議(WCRP四)について」
- ⑦ 「任期満了に伴う専門委員の委嘱について」

担当局長部長及び、各委員会の委員長から報告が行われた。

局内人事



京都ホテルで開かれた全仏理事会

靖国神社公式参拝を合憲とする見解に対する反対声明

去る五月三十日鳥丸京都ホテルで全日本仏教会理事会が開催されたが、首相や閣僚の靖国神社公式参拝を合憲とする自由民主党の見解に対し、本会の態度を表明するべくその案文に対し審議がなされ、以下の声明を発表することになった。

「首相や閣僚の靖国神社公式参拝を合憲とする」という自由民主党の見解についての本会の見解

本会は、これまで一貫して靖国神社を巡る諸問題に重大なる関心を払い、靖国神社法案、「靖国神社正式参拝」に対し、都合三回に亘って声明を発表して反対の

意志表明を行ってきた。

自由民主党は、本年四月十三日、首相や閣僚の靖国神社公式参拝を合憲とする同党内閣部会靖国神社問題小委員会見解を党の見解と正式に決定し、しかも靖国神社公式参拝は違憲ではないかとの疑いを否定できないとする政府統一見解に見直しを要請したが、このことは極めて遺憾なことであると言わねばならない。

従って本会は、自由民主党がこの問題について再度慎重に検討することを期待するとともに、政府が従来の統一見解を断じて変えぬよう要望するものである。

総務局長	豊田英世	4	16	退任
総務局長	野田英隆	4	16	新任
組織局長	那須公順	6	1	退任
組織局長	中村昌之	6	1	新任
国際文化局長	川井匡俊	5	7	退任
国際文化局長	井上日宏	5	7	新任
財務部長	中村昌之	6	1	退任
財務部長	岡山浩義	6	1	異動
財務部長	川島宏之	6	1	異動
時局対策部長	齋藤明聖	6	1	新任
文化部長	西尾貫之	6	1	退任
庶務主事	野生司祐宏	6	10	異動
庶務主事	藤木雅雄	6	10	異動
時局対策主事	塚田章憲	6	10	異動
組織主事				

右のような人事異動が行われました。退任された局長・部長・主事の方々、長い間、ありがとうございました。また、新任の局長・部長をよろしくお願ひ申し上げます。

曹洞宗は、町田差別発言によって運動団体から指摘を受けるまで、国民的課題である同和問題に対する認識が浅く、まして宗内に現存する差別事象を見抜く力もなく、これらを放置してきたことは歪められない事実でありました。しかし、指摘以来、曹洞宗は差別事象の解決に向けて歩を進めてきました。教団の組織を挙げて、差別事象についての予備調査、本調査を実施し、差別事象の存在する関係寺院に対して、調査員による面接調査と改正指導並びに啓蒙啓発の推進徹底を実施してきました。さらに徹底を期するため本年度よりさらなる調査を実施する予定であります。

現在の取組みは、それぞれ次の通りです。

一、差別書籍回収について
禅門曹洞法語全集 坤
洞上室内切紙并参話研究
雲外録 三
曹洞宗全書 拾遺

以上、これらの書籍を放置することは差別の再生産に連なるものでありますので、その完全回収に徹しております。

二、過去帳にみられる差別事象
過去帳にみられる差別事象には大別して次の二種類があります。

直接的差別表記——被差別の職業

や身分、名称その他の属性を直接的な差別表記によって記載しているもの。

相対的差別表記——主に位階や戒名の字数(二字や四字)に伴って表れるもので、本来は差別的意味を持たないものであるが、当該寺院における同地域、同時代の一般檀信徒と比較した場合差別事象となるもの。

曹洞宗は、この二種類を含めて、

同和推進のために

—教団と同和問題について—

中村 秀雄 (全仏同和委員・曹洞宗)

よいのですが、置字にてでくるもの及び過去帳には見いだされず、墓石に「彫琢されたもの」に差別表記がある場合などがあります。

改正要領——当該墓石の取り扱いについては、当該寺院・檀信徒と協議の上、戒名を改正後、境内、あるいは境内墓地に合同塔形式等(無縁塔)に合祀し、改正後の戒名を彫んだ墓誌を新たに建立するなどの措置をとって

何れも改正するよう指導しております。すなわち、差別事象がある寺院においては、宗務庁より支給の新過去帳に、一般檀信徒と区別なく一連の形式をもって書き改めるように指導しております。差別事象のある旧過去帳は、改正後、宗務庁にて保管をするものであります。

三、墓石にみられる差別事象について
これは、おおむね過去帳に出てくるものが墓石にあらわれる、と見て

四、身元調査について

身元調査による差別事件を二度と起さない、応じない、と宗内に厳しく徹底すると共に、「身元調査おことわり」ポスターを全寺院に配布し、さらに研修会等において配布の意義を徹底し指導に取組んでおります。

五、研修会について

しみついた差別意識は、容易に意識変革がなされるものではなく、研修のつみかさねにおいて意識が変革

されるものであります。そうした観点からあらゆる研修会に人権講座を開設、特に同和問題の学習を推進しております。

本庁主催の研修として近々のものでは、昨年七月宗議会議員を対象に長野県の現地学習会を開催したのを始め、各宗務所(県単位)の人権擁護推進員のための研修会を昨年十二月に宗務庁、さらに、本年三月には、宗務所役職員をも含めて群馬県の現地学習を、それぞれ実施してまいりました。研修会では、差別戒名の指南書として指摘をうけた「禅門曹洞法語全集 坤」「禅門小僧訓」などの身近な研修資料を材料として研修に取組んでおります。

以上、曹洞宗門は指摘をうけるまで、自からの教団の差別意識・事象に気づかず、国民的課題である部落差別を存続させてきました。これに対して何んらの批判をもできなかった事を、自からふり返り、自からこの事実を冷徹にうけとめ、自から部落差別の事実を抉り、曹洞宗門人、一人ひとりが「差別をしない・させない・許さない」という覚悟のもとに取組み、これを推進させることこそが真の意味での懺悔の行動であると念ずるものであります。

全仏誌300号を迎えて

事務担当者の記念座談会

本誌は昭和二十九年十月に創刊号が発行されて以来、本号でちょうど三〇〇号を迎えることができました。その間に、「全仏通信」から「全仏」へと題号も変わり、編集方法も何度か趣きを異にしてきました。そこで、本誌編集の担当が文化部に移って以来、編集実務の現場におられた方々にお集りいただき、知られざるご苦労話などをしていただきました。なお司会は、川島時局対策部長（座談会当時は文化部長）です。

出席者

服部光順（元文化部主事）
西尾貫之（元文化部主事）
野生司 祐宏（前文化部主事）
敬称略



服部光順師（右）と西尾貫之師

——最初に皆さんがいつ頃、全仏誌を担当なさっていたか、お聞かせ下さい。

服部 全仏誌の編集は、もともと組織部が担当していて、昭和四十五年六月（第一五七）号から、文化部へ移ったわけです。私は当時、文化部の主事でしたが、編集の担当が来てから、急に仕事が多くなったような気がしましたね（笑）。その後、昭和五十年の四月に西尾さんが入ってこられて、引きついでいただきました。

西尾 私はその後、昭和五十六年の四月号まで出し、野生司さんに引きついでわけです。

記事集めにもひと苦労

——記事についてはいかがでしょう。足りなかつたりすることは……。

服部・西尾 それはいつもでしたよ。

西尾 誌面をどう構成するかは、毎号、悩みのタネでした。それから依頼原稿でなかなか来ないもの。あるご宗派へ原稿を依頼し、しばらくして確認の電話を入れたら、「書く予定だった人は、海外へ転属しました、すみません。」これでおしまいですからね。急に一ページまるまる埋めるのに、それは大変でした。

服部 私の場合、原稿をお願いした人が外国から帰ってくる日が入稿のその日で、空港に向いてインタビューして原稿を作り、空港から印刷所へ直行し、何とか間に合ったということもありますよ。

西尾 自分の原稿も、なかなかぎりぎりにならないと書けないもので、締切の前

——編集事務上、どんな点に苦労なさいましたか。

服部 まず表紙の写真ね。これにいいものを見つけないのは、なかなか大変でした。一年ごとにテーマをきめて、例えば有名な仏教行事を載せていくにしても、四月号には四月の行事を取り上げるわけですから、昨年以前に撮った写真が必要となるわけです。それがなかなか見つからなかつたり、また必ずしも、表紙の絵にふさわしい行事が無かつたり……、苦労しました。

夜、よく家で書いたりしました。

服部 原稿を書くには、ある程度、頭を集中させる必要がありますから、事務所ではなかなかねえ——。

西尾 徹夜して書いて、そのまま寝ないで印刷所へ行ったことも何度かあります。でもなれちゃうと、あまり苦にならないですね。

——反対に、この仕事をやってみてよかったのは、どんな点でしょう。

服部 苦労しても、結果が形に出てきますからね。毎月毎月、区切りもいいし。

野生司 やった仕事が、一つ一つちゃんと残っていくのは、やはり喜びですね。

西尾 ただ内容的には、今、読み直してみると、たいしたものではないですね。よく指摘されるのですが、「官報」みたいで……。

服部 それは結局、全仏誌の性格の問題でしょう。これは何を目的にしたものかということですね。私の考えでは、一番最初は、全仏教的な、全一仏教運動を推進している人たちの連絡誌みたいなものじゃなかったかと思うんです。それと、各地域仏教会の連絡誌ね……。ところが文化部が編集するようになってから、やはり、文化的な色彩を出さなければならぬということですね。

野生司 私も読者層を、どのあたりに設定したらよいかということで、悩みましたね。

服部 全仏誌の内容に関して、もっと相談する機会を持ちたいと思いました。

西尾 私が入った時は、編集委員会がありましたよ。文化専門委員の中から編集委員を選んで、向こう三カ月位の企画をご相談したりしました。

評判のいい法律相談

——現在の全仏誌について、お感じになる点を素直にお話し下さい。

西尾 「法律相談室」は、非常に好評みたいですね。各宗派の「宗報」なんかにも転載されているし。今までそんなことはなかったんじゃないですか。

服部 私の近くのお寺にも、つい最近、税務署が調査に来たんですよ。その時、「法律相談室」を二、三号分コピーして持っていったら、参考になったと大変喜ばれました。

野生司 以前は巻頭言がありましたね。

あれは復活させても、いいんじゃないやせんか。

西尾 巻頭言でなくても、「時事点描」のような、全仏としての指針を毎回載せられたらと思います。

服部 そう、仏教界のビジョンを示していけるようなものをね。

野生司 そうですね。全仏の公式見解はなかなか出しにくい問題でも、考え方をいくつかあげておけば、よい参考になります。

西尾 私が担当している頃、「全仏ロビ―」という小さな囲みをやっていましたが、よく「読んだ」という声を聞きました。仏教に関するちよつとした話題をおもしろくおかしくまとめたものですが、こうした息ぬきがあってもいいですね。

重要な広報の役割

——最後に、これから編集実務に携わる方へ一言お願いします。

服部 仏教の教義については、他にいろいろな雑誌が出ていますから、実用的な記事を多くした方がいいんじゃないですか。

西尾 その時々々の話題をテーマにしたコラムが必要だと思いますね。

野生司 一般の方が、全仏の活動を知るには、全仏誌を読むのが一番早いわけですね。情報化社会が進む中で、そうした広報の役割はますます重要になっていくと思います。

——どうも長時間にわたり、ありがとうございました。

同和現地学習会開く 各宗から十九人が参加

同和委員会では、去る六月十三、十四の両日、京都府船井郡八木町と園部町の被差別部落で現地学習を実施した。これは昨年の奈良県御所市・桜井市に続き、第二回目である。

初日、会場となった「八木町立東部文化センター」に集まった各委員は、近くの浄土真宗本願寺派の安楽寺に参拝した後、三階の大会議室に入った。

部落解放同盟八木支部長、八木町長代理に続き、全仏同和委員会鷺山諦住委員

長の挨拶があり、参加者の自己紹介の後、八木支部書記長・中川氏が「地域の現況と差別の実態」について約一時間講演した。

中川氏は、この地域の被差別部落の農民は水路から水田に水を引く「水利権」がない、こうした差別の実態をもっと勉強し、平等、人権ということをもう一度見つけてほしい、と強く訴えた。引き続き、卒直な意見の交換があった。

湯の花温泉「すみや別館」に移った一行は、夕食後、「部落ここに生きる」(昭和59年4月、京都人権啓発映画実行委員会製作)を見学した。

二日目は、園部町の真宗大谷派教皇寺本福寺近くの被差別部落を訪問した。環境の悪い墓地、狭く老朽した家々、消防車の通れない細い道など現地の状況の説明を受けた。行政の努力で、だいぶ改善されてきたが、未だ十分ではなく、現実に根強い差別のあることを目のあたりにみんが思っていた。

出席委員(順不同・敬称略)

鷺山諦住、藤田徹文、細木顕暁、桶了法、河野義宣、中村秀雄、久保井恭彦、増田正明、北角円澄、善村一観、志井円定、藪光龍、吉川公尊、川田聖定、喜多照賢、牛田秀浩、横山尚空、津田清章、寺沢兌

研修を受ける各宗の同和委員



暑中御見舞い申し上げます

真宗大谷派

宗務総長 古賀 制二

参 務 山崎 義敬

同 花 邑 晃 慧

同 広 川 承 観

同 上 野 諦

同 能 邨 英 士

京都市下京区烏丸通り七条上ル
常葉町七五四
〒600 〇七五(三七一)九一八一

浄土宗宗務庁

浄土門主 藤井 實 應

宗務総長 武田 奮 彦

総務局長 小口 輝 雄

教学局長 大田 秀 三

財務局長 川井 匡 俊

社会局長 牧 達 雄

同和推進 事務局長 蓮池 瑞 旭

同和推進 事務局長 蓮池 瑞 旭

同和推進 事務局長 蓮池 瑞 旭

同和推進 事務局長 蓮池 瑞 旭

京都市東山区林下町四〇〇
〒605 〇七五(五二五)二二〇〇
東京事務所
東京都港区芝公園四一七一四
〒105 〇三(四三六)三三五一

総本山金剛峯寺
高野山真言宗宗務庁
御遠忌大法会事務局

総管座 森 寛 紹

総行 阿部野 竜 正

副 総 監 麻生 恵 光

常務 近藤 説 巖

常務 大月 俊 信

常務 民岡 哲 雄

常務 和田 有 玄

常務 松村 勝 禅

常務 中野 良 戒

常務 佐々木 智 海

常務 加藤 融 光

常務 北川 智 城

常務 橋爪 良 恒

常務 佐藤 心 雅

常務 柴田 弘 仁

常務 近藤 覚 玄

和歌山県伊都郡高野町高野山
〒648-02 〇七三(六五)二〇一一

天台座主

山田 恵 諦

天台宗務庁

宗務総長 清田 寂 円

参務部長 田中 耕 順

参務部長 池月 孝 文

参務部長 北角 円 澄

参務部長 神原 彰 敬

参務部長 教部 長 即 真 尊 羅

大津市坂本町一七七一一
〒520-01 〇七七(五七七)〇〇二二

暑中御見舞い申し上げます

臨濟宗建長寺派

管 長 中川貫道

宗務総長 渡辺宗岑

総務部長 鬼頭誠胤

教学部長 田中耕雲

内務部長 小菅峻道

鎌倉市山之内八
〒247 〇四六七(三二)〇九八一

真言宗国分寺派
大本山国分寺

大座管 僧 正主長 西口公教

宗務総長 足立有教

寺務局長 合田和教

大阪市淀区国分寺一六十八
〒531 〇六(三五)五六三七(代)

日蓮宗宗務院

管 長 金子日威

宗務総長 遠藤日護

東京都大田区池上一三三(一五)
〒146 〇三(七五二)七一八一

聖観音宗
金龍山浅草寺

宗務総長 大森亮雅

東京都台東区浅草二一三一
〒111 〇三(八四二)〇一八一

真言宗善通寺派
総本山善通寺

法管 主長 蓮生善隆
宗務総長 阿部本宣
執行 務 山地善真

香川県善通寺市善通寺町六一五
〒765 〇八七七(六二)〇一一一

法 相 宗

管 長 多川乗俊

宗 務 長 多川乗覚

奈良市登大路町四八
大本山興福寺内
〒630 〇七四二(二二)七七五五

暑中御見舞い申し上げます

神奈川県仏教会

会長 貝山宣泰

副会長 小崎龍雄

塚田弘導

横山敏明

柳下隆侃

事務局長 本間孝康

横浜市中区大平町九六

西有寺内

〒231 〇四五(六六一)〇一六六

京都市 仏教会

会長 東伏見慈治

副会長 松本大圓

府仏副会長 田辺瑚海

市仏副会長 細井友晋

顧問 葉上照澄

小林忍戒

事務局長 鶴飼泉道

京都市上京区丸太町通千本東入

フラザービル2F

〒602 〇七五(八〇二)二五三七

真言宗大鳴派
大本山七宝竜寺

管長 東條仁進

副住職 東條仁哲

宗務総長 帶盛龍応

泉佐野市大木八
〒590-04 〇七二(四)五九七〇四三

新義真言宗

総本山
根来寺座山
管長 加藤太信

宗務総長 広沢純孝

文京区湯島四一六一十二

湯島ハイタウンB一〇二一

〒113 〇三(八一四)三四六四

旧嵯峨御所
大本山 大覚寺
嵯峨御流華道総司所

門跡 味岡良戒

事務長 片山宥雄

京都市右京区嵯峨大沢町四
〒616 〇七五(八七一)〇〇七一

念法真教団
総本山金剛寺

燈主 小倉靈現

大阪市鶴見区緑三三四一三二

〒538 〇六(九一一)二二〇一

暑中御見舞い申し上げます

兵庫県仏教会

会 長 小西 日静
副会長 大谷 昭世
同 志 水紫 朗
事務局 長 円 成 淳 龍
事務局 総務 小西 徹 龍
事務局 庶務 有 原 仁 龍
事務局 財務 青 柳 泰 見
神戸市兵庫区松本通三十一一四〇
法華寺内
〒652 〇七八(五二)一六六八

岩手県仏教会

会 長 高橋 雄仙
副会長 沢 信 一
同 高木 教潤
事務局 長 吉 田 公 雄
盛岡市愛宕町二一〇
恩流寺内
〒020 〇一九六(二)三三八二

財団法人 埼玉県佛教会

会 長 山 本 道 隆
浦和市高砂四一三一一八
佛会館
〒336 〇四八八(六一)二二三八

愛知県仏教会

会 長 宇佐美 諦 練
副会長 瀬 辺 淳 信
同 松 林 法 泉
理事長 岩 田 文 有
名古屋市東区東桜二一六一五一
梅屋寺内
〒461 〇五二(九三)八二二四

和宗総本山四天王寺

管 長 奥 田 慈 応
大阪市天王寺区四天王寺一
一〇一八
〒543 〇六(七七)〇〇六六

本門佛立宗 本山宥清寺

講 有 西 村 日 地

浄土宗西山深草派

宗務総長 山 本 勝 隆
京都市上京区一条通七本松西入ル
滝ヶ鼻町一〇〇五一
〒602 〇七五(四六三)四六二〇
京都市中京区新京橋桜之町四五三
〒604 〇七五(二二)〇九五八

暑中御見舞い申し上げます

財団法人
仏教伝道協会

会 発 願 者 沼 田 恵 範

理 事 長 葉 上 照 澄

理 事 中 村 元

雲 藤 義 道

松 原 泰 道

有 馬 清 雄

葉 上 照 澄

沼 田 恵 範

監 事 芝 田 徹 男

三 原 信 一

東京 都港区芝四一三一―一四
〒108 〇三(四五五)五八五一

社団法人

全日本仏教婦人連盟

理 事 長 山 本 杉

事 務 局 一 同

東京 都豊島区北大塚二一―一
大塚プラザビル七F
〒170 〇三(九一〇)一二八九

財団法人

国際仏教興隆協会

名 誉 総 裁 藤 井 實 應

理 事 長 巖 谷 勝 雄

役 員 一 同

東京 都目黒区中目黒五―二四―
五三 祐天寺内
〒153 〇三(七一)七六〇八

黄檗宗大本山萬福寺

宇治市五ヶ庄三番割三四
〒611 〇七七四(三三)三九〇〇

大阪府仏教会

会 長 鈴 木 龍 珠

大阪 市浪速区元町一―一〇―三〇
鉄眼寺内
〒556 〇六(六四)四六五〇

真 理 舎

主 管 友 松 諦 道

東京 都千代田区外神田三―四―一〇
八六八三
八八四二
〒101 〇三(二五一)

全日本仏教青年会

理 事 長 白 川 元 昭

守口市佐太中町七一―一〇九
来迎寺内
〒570 〇六(九〇)〇三三六

財団法人
日本佛教鑽仰会

理 事 長 中 山 富 士

北 区赤羽台三―三四―二一
法善寺内
〒115 〇三(九〇〇)二三四一

近代仏教研究会

理 事 長 壬 生 照 順

事 務 局 長 小 室 裕 充

東京 都台東区元浅草一―十七―二
華藏院内
〒111 〇三(八四四)三六四八

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕拙寺では、布教師をお招きして布教活動として月二回、法話会を開いています。また、ご門徒の葬儀の際、近隣のご住職にお手伝いいただくことが、時々あります。そこでお聞きしたいのは、そうした際の法札については、これらの法札は寺側が全て源泉しなければならぬということですが、その手つづきをご教示下さい。お車代やお膳料も源泉するのでしょうか。

(福井県O住職)

〔回答〕御質門の源泉徴収に関しては、所得税法二〇四一条一項に定められております。ここでは、報酬、料金、契約金、賞金のうち、八項目にわたって、

源泉徴収しなければならぬ支払があげられています。従って、お尋ねの法札やお車代、お膳料がこのなかに該当するかどうか結論の分れ道です。

布教師の方やお手伝い戴いた御住職に対する法札は、その名称が、御布施とかか志とか呼ばれるものであっても、すべて、六波羅密の一である布施のなかの財施であることには変わりはありません。あえて私がいまでもありませんが、布施のなかに財施、法施、無畏施の三施があり、大切な清浄行の一つであって、大乘仏教という菩薩の實踐すべき徳目の一つです。従って、財施は、相手方寺院や御僧侶の宗教活動

法札やお車代の源泉徴収

(法施とは無関係になされる信仰を動機とする高度な宗教行為にほかなりません。

ところで、前に述べた所得税法二〇四一条一項は、八項目にわたる報酬、料金契約金、賞金に該らなければ、源泉徴収の義務のないことを、規定しています。そして、この報酬、料金、契約金、賞金に共通していることは、代償(自分の財産、労力等を他人に与えたり利用させたりする報酬)として支払う財産上の利益であることです。即ち、広義の対価関係にある支払を指しているものと思われれます。

従って、財施として支払う法札(布施)には源泉徴収の義務はないということになります。所得税法二〇四一条一項があげる源泉徴収を必要とする報酬等のなかに講演料があがっておりますが、布教活動として、ともに教えを聴聞するということと、布施行としての財施をおこなうということは、対価関係とはいえず、講師のお話とその謝礼との関係と同一に論ずることはできません。ましてや、近在の御住職に御葬儀のお手伝いを戴くこと(通常は、導師、あるいは役僧として法要に出仕して戴くということでしょうか)は、まさしく法施であり、これに法札を差

し上げるとは財施であり、ともに独立した布施行であるといわねばなりません。

宗教行為であっても、法札(布施)は、講演料や、施行令三二〇条四項にいう講演等の出演報酬に準じて源泉徴収義務を負うという意見の人もいるかも知れません。しかし、こういった考へ方は問題があります。我が国では租税法主義の原則が採用されていますので、いわゆる法規の類推、拡張的な解釈は禁止されています。そして、「疑わしきは国庫の利益に反して」との原則が成立しているのです。

巷間、お寺(法人)からお寺(法人)への法札(布施)は源泉徴収の必要はないが、お寺(法人)から僧侶個人への法札(布施)は源泉徴収が必要だといわれており、このような行政指導がおこなわれている地域があるようです。しかし、右のような考えからいえば、いずれも源泉徴収義務を負わないことがおわかり戴けると思います。

従って、布教師や、近在の住職に差し上げられるお車代やお膳料、お菓子料といったたぐいの財施もすべて源泉徴収の義務はないことになります。お車代等が源泉徴収の対象となる場合は、これらが、実質的に講演料等の報酬等に該当しなければならぬからです。財施をする菩薩行が、報酬、料金、契約金、賞金の支払いに該らない以上、これらがお車代等の名目で支払う場合にも、源泉徴収の対象とはならないわけです。

税務署の職員と見解が対立し、あくまで争った場合にどうなるかは、本誌昭和五八年一〇月一日号の本欄をみて下さい。なおこの場合にも布教師方が確定申告をしなければならぬことはいままでもありません。

なお、全日本仏教会では、毎月第二・第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

三案、結論は次回へ

機構検討委員会

第五回事務総局機構検討委員会は、六月十八日午後一時から明照会館会議室で開催された。

鎌原委員長挨拶の後、「事務総局編成の方針」について、事務局から提出された、④現状通り、⑤縮小する方向、ただし全員常勤、⑥十大宗派ができるだけ参加できる部局数とする方向、の三案について、各委員から活発な意見が出され、また豊田委員からは具体的な部局編成の私案が発表された。結局、この問題はきわめて重要なので、次回、もう一度検討を進めることになった。

第二回税務委員会

宗政研との懇談内容さまる

去る六月十一日午後一時より明照会館会議室において第二回税務委員会が開催された。

宗教政治研究会との懇談会について、当日六月十五日には、①税務行政の宗教法人への過度の立ち入りについて②宗教法人の活動を妨げる増税の反対について、話し合うことに決定した。

委員長に若林隆光師

文化専門委員会

去る六月十四日午前十一時から明照会館会議室において、本年度第一回文化専門委員会が開催された。

(1)委員長、副委員長の選出について

満場一致で委員長に若林隆光師、副委員長に宝田正道師、塩入亮達師を選出。(2)全仏誌編集について

文化専門委員が交替でコラムを執筆すること、良書紹介をすることに決定。

初の国際専門委員会

委員長に近藤隆敬師

新メンバーによる第一回国際専門委員会が六月十四日午後二時より明照会館会議室にて開催された。

井上日宏国際文化局長の紹介と挨拶の後、委員長、副委員長の選出へと移り、委員長に近藤隆敬師(智山、再選)、副委員長に長田順海師(浄土)、山田一真師(高山)の二名が選出された。

次に本年八月二日よりスリラカカのロンポにて開催される第十四回WFB大会の全仏代表団のオブザーバー三名のうちの一人名を、国際専門委員の中よりお願いした結果、石川恒彦師(日蓮)に参加していただくことになった。

又、同大会への全仏からの提出議案については、七月三日に開催される国際専

門小委員会にて審議することになった。次にルンビニー復興計画についての報告があった。

会計帳簿作成の徹底

全仏、加盟団体へ要請

全日本仏教会では、加盟団体各位に次のように要請することになった。

去る五月十八日、東京国税局が発表した昨年一年間に行われた管内の宗教法人に対する税務調査結果により、調査をうけた宗教法人の相当数が追徴税を課せられたと報じられています。

本会では、税務についての認識を深めていただくため、昨年財務手引書三部を作成し、全御寺院へ配布申し上げましたが、ここにおきまして貴宗(会)からも猶一層各御寺院へ正確な会計帳簿作成の徹底を要請されますよう、お願い申し上げます。

アンケートに御協力を

先般、都道府県仏教会税務調査アンケートを県仏、並びに各御寺院に御送付申し上げましたので、時期多忙のことと存

哀悼

じますが八月三十一日までに本会へご返信下さいますようお願い申し上げます。

竹村 吉右衛門氏(全仏評議員)

六月七日、八十三歳で遷化。仏教振興財団理事長、前安田生命保険社長。第十二回世界仏教徒会議日本大会では大会顧問として財界への勧募に尽力された。

高島 廣勝師(全仏理事)

六月二十一日、八十一歳で遷化。真宗高田派宗務総長、三重県仏教会常務理事。

事務局録事

六月

一日 真言宗実践双書焼却法要参列

六日 組織専門委員会 局内会議

七日 局内会議

十一日 税務委員会

十二日 別所弘因師本葬参列

十二日 同和現地学習会

十四日 文化専門委員会 国際専門委員会

十五日 法律相談室

十五日 日宗連理事會

十八日 局内会議

二十一日 機構検討委員会

二十五日 文化会議運営委員会

二十五日 組織専門委員会

二十八日 全仏大会幹事會

二十九日 同和委員会

二十九日 文化庁宗務課との懇談會

三十日 局内会議

仏教英語研究会のサマーセミナー

八月、箱根で四日間

仏教英語研究会(花山勝友会長)では第六回サマーセミナーを下記の要領で開催する。このセミナーは、英語で仏教を理解することを目的としており、誰でも興味ある人は参加できる。

日時 八月二十四日、二十七日
会場 大雄山箱根別院
テーマ 正法眼蔵を英語で読む
募集人員 三〇人
講師 奈良康明師(駒沢大副学長)
その他

問い合わせは、新宿区西新宿三二五一三二〇二(山田方) 仏教英語研究会まで(〇三―三四二一六六〇五)。